

変更前後対照表

【変更前】

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちに対して、子ども食堂・フードシェアリングなどの事業を行う。また、そのような事業の展開を支援する。これらの事業によって子どもたちにとって安心・安全な無条件の居場所、そして、世代や性別・職業など幅広く多様な人々との出会いを通して成長することができる場所をつくりだしていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

【変更後】

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こどもたちに対して、こども食堂・フードシェアリングなどの事業を行う。また、そのような事業の展開を支援する。これらの事業によってこどもたちにとって安心・安全な無条件の居場所、そして、世代や性別・職業など幅広く多様な人々との出会いを通して成長することができる場所をつくりだしていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) こどもの健全育成を図る活動

(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(3) 社会教育の推進を図る活動

(4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

変更理由

「子ども」を「こども」に表現を統一するため。今後、活動の幅が広がっていくことを考慮して活動の種類を追加しておくため

【変更前】

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

変更理由

入会の条件を NPO 一般で用いられる表現に修正するため。

【変更後】

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【変更前】

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

変更理由

運営実態に合わせるため。

【変更後】

(会費)

第8条 会費は、理事会において別に定める。入会金及び会員は、会費を納入しなければならない。

【変更前】

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 11人以内

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

【変更後】

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 11人以内

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする事ができる

変更理由

組織体制を変更するため。

【変更前】

第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、代表理事はこの法人の業務を総理する。

【変更後】

第15条 代表理事はこの法人を代表し、この業務を総理する。

変更理由

登記、契約に関わる手続きを見直し、簡略化のため。

【変更前】

(職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

【変更後】

(事務局および職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

変更理由

21条の内容に合わせるため

【変更前】

(定足数)

第28条 総会は、みどり会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【変更後】

(定足数)

第28条 総会は、みどり会員総数の3分の1以上の出席（書面議決及び委任状を含む）がなければ開会することができない。

変更理由

総会運営の実態に合わせるため。Google フォームを使用して書面議決と委任を受け付けている。

【変更前】

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したみどり会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

【変更後】

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したみどり会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

変更理由

法第25条第3項に規定する事項が何を指すのかわかりやすくするため